

2017年4月14日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

全国金融労働組合連合会  
中央執行委員長 中島 康隆

## 要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

現在の金融の職場では、マイナス金利政策を理由に経営者が総人件費を抑制し、人員の減少と過密な仕事を与えられ長時間労働がまん延しています。また仕事の忙しさから人間関係も希薄となり、パワーハラも後を絶たず、労働者の健康が心身両面で損なわれ、休職や離職をする者が増加する事態が生まれています。

サービス残業、早朝出勤等の悪弊が更に拡大しようとしている中、政府は労働環境の悪化をもたらすおそれのある労働諸法制の改定をすすめようとしています。美辞麗句が並ぶ「働き方改革」の中身は、インターバル規制を見送ったり、過労死ラインの上限を許容するなど、労働者の命と暮らしを破壊する改悪案そのものです。

つきましては金融労働者の労働環境の改善に向けて、下記事項の実現を要請します。

### 記

1. 労働時間規制を有名無実化する「残業代ゼロ法案」や、解雇の金銭解決制度の導入など、労働環境の悪化をもたらすおそれのある働くルールの改悪を行わないこと。
2. 管理監督者の範囲（昭和52年2月28日基発第105号）を逸脱した「名ばかり管理監督者」として、残業代を支払わないような企業に対し、実効性のある厳格な指導をすること。
3. 労働時間短縮に逆行するような、金融機関の就業時間の延長はもとより、慢性残業・休日出勤の改善や年次有給休暇の取得促進を図るよう指導すること。
4. 貴省が平成29年1月20日に発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守させ、休日や就業時間外の研修、早朝清掃など労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう監督・指導し、業界全体から不払い残業をなくすこと。
5. 非正規労働者に対する正規労働者との賃金および職場環境における差別を改善するよう指導すること。
6. 過労死やメンタル不全などを防ぐため、長時間労働やパワーハラスメント等の解消をすすめ、労働者の心身両面にわたる健康保持等について、啓蒙活動に留まらず具体的な施策を講じること。
7. 希望者全員の65歳までの雇用確保と定年再雇用者の劣悪な労働条件の改善に向けて指導すること。
8. 不当労働行為（渡島信金）、不当解雇（福井信金、大阪シティ信金、大同信組）による労使紛争を労働者保護の観点から解決をすすめるよう各企業に対し指導すること。

以 上